

高取町肝炎ウイルス検診等実施要領

(目的)

第1 肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス検診（以下「検診」という。）の受診促進を図り、もって住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関で受診することにより肝炎による健康被害の回避、症状を軽減又は進行の遅延を図ることを目的とする。

（実施主体等）

第2 実施主体は、高取町（以下「町」という。）とする。

（検診対象者）

第3 検診の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき町の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 当該年度において満40歳となる者（ただし、医療保険各法その他の法令等に基づく保健事業等のサービスを受ける際に合わせて、当該検診に相当する検診を受けた者又は受けることを予定している者は除外のものとするが、結果的に受けられなかつた者については、この限りではない。）

（2） 当該年度において満41歳以上となる者であって、過去に当該検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ、本検査の受診を希望するもの。

なお、当該年度の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及びその他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断（以下「特定健診」という。）において肝機能検査の数値に異常がみられた者であり、かつ本検査の受診を希望する者については、過去に当該検診に相当する検診を受けた者であっても受診ができるが、原則として速やかに医療機関での受診を勧奨するものとする。

（実施に当たっての基本的事項）

第4 町は、検診の実施方法、実施時期、実施場所等の実施計画を作成する。実施計画の作成に当たっては、医師会等の理解と協力を得るとともに、医療機関、検査機関等と十分に調整を図る。

2. 検診の実施方法、実施時期、実施場所については、特定健診等を行う保険者との調整・協議を行うなど地域の実情を十分に考慮し、受診しやすい方法、時期、場所を考える。

3. 検診は、実施体制、制度管理の状況から判断して適当と認められる実施機関に委託する。

4. 検診の実施に当たっては、広報等によりその意義や実施の日時、場所、方法等に加え、特定健診等の対象者であっても、本検査の対象となりうることをあらかじめ十分に住民に周知徹底する。

5. その他、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及や個人のプライバシーの保護、医療機関との連携など、検診を円滑に行うことができるよう体制の整備に努める。

（実施期間）

第5 毎年度5月1日から翌年2月末までとする。

（実施内容）

第6 検診項目は、問診、B型肝炎ウイルス検査（以下「B型検査」という。）及びC型肝炎ウイルス検査（以下「C型検査」という。）とし、同時にB型検査及びC型検査を行うこととする。また、実施に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

（1） 問診<様式1-1及び1-2>

問診においては、過去の肝機能異常を指摘されたことがあるか否か、現在B型及びC型肝炎の治療を受けているか否かなどについて、聴取すること。また、その際

に、検診についての説明を行い、検診の実施についての受診者本人の同意を必ず得ること。

（2） B型検査

ア HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。なお、特定健診等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えないこと。

（3） C型検査

ア HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することができるHCV抗体測定系を用いること。なお、他特定健診等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えないこと。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価と分類された検体に対して行うこと。なお、この場合、他の採血管とは別に核酸増幅検査用の採血管を使用すること。

ウ HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。なお、特定健診等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えないこと。本検査は省略することができる。

（結果の判定）

第7 いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検診に関わる医師が次に掲げる方法により行う。

（1） B型検査

凝集法等を用いて、HBs抗原検査の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。ただし、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

（2） C型検査

ア HCV抗体検査

（ア） HCV抗体高力価
検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定。

（イ） HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

（ウ） 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

ウ HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査法を用いて、HCV抗体の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。陽性を示す場合は、HCV抗体検査を必ず行うこと。陰性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

(指導区分)

第8 HBs抗原検査において「陽性」と判定された者（以下「B型肝炎精密検査該当者」という。）及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者（以下「C型肝炎精密検査該当者」という。）については、医療機関への受診（精密検査の受診）を勧奨する。

なお、医師が必要と判断した者については、必要な指導あるいは医療機関への受診勧奨を行う。

B型検査において「陰性」と判定された者及びC型検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

(結果の通知)

第9 検診の結果については、指導区分を付し、実施機関が受診者に速やかに通知する。

<様式1-3>

その際、指導区分がB型肝炎精密検査該当者については「肝炎ウイルス精密検査依頼書兼結果報告書（B型用）<様式2-1から2-3>」、C型肝炎精密検査該当者については「肝炎ウイルス精密検査依頼書兼結果報告書（C型用）<様式3-1から3-3>」を添えて精密検査医療機関への受診を勧奨する。

(精密検査)

第10 精密検査は、奈良県知事が指定する「奈良県肝疾患に関する専門医療機関」を受診することが望ましい。

(検診料金及び検診料金の免除)

第11 検診を受けた者が検査機関に支払う検診料金は、1,200円とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者（以下「免除対象者」という。）の検診料金は、町が負担するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第44号）の規定による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に属する者

(2) 当該年度分（課税額が判明しない期間にあっては、当該日の属する年度の前年度分とする。）の町民税の非課税世帯に属する者

(3) 当該年度の末日において、70歳以上の者

3 検診受診者で前項2号に該当する免除対象者は、肝炎ウイルス検査自己負担交付請求書（様式4）及び領収書を町長に提出後、審査した上で検診料金を限度額とし償還払いする。

4 精密検査の費用については、検診受診者が精密検査医療機関に所定料金を支払う（医療保険扱い）。

(記録の整備)

第12 検診の記録は、氏名、年齢、住所、検診の結果の判定等について行う。また、必要に応じ、事後の指導その他の必要な事項についても記録する。

(その他の留意事項)

第13 検診、健康相談及び健康教育の実施に当たっては、分かりやすいパンフレットやQ&Aを活用するなど、住民に対して、十分な基礎知識の普及を行う。

2 判定結果の通知及び精密検査結果の把握に関しては、個人のプライバシーの保護に十分な注意を払う。

3 事後の保健指導や医療機関への受診勧奨などについては、医療機関などと十分に連携を図って行う。

4 その他健康増進事業に係る共通的事項及び必要事項においては、「健康増進事業実施

要領(平成20年3月31日健発第0331026号一部改正平成21年4月1日健発第0401028号)によるものとする。

(個人情報の保護)

第14 この検診により業務を担当したすべての関係者は、「個人情報の保護に関する法律」

(平成15年5月30日法律第57号)等の関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日厚生労働省）」等に留意し、検査結果の取り扱い等の秘密保持に努めなければならない。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。